

ITOSHIMACITY INFORMATION

福岡県暴力団排除条例が改正されました ～暴力団の存在しない福岡県の実現～

問い合わせ

糸島市危機管理課 ☎(332) 2110
詳しくは福岡県警察のHPへ
<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>

福岡県では、暴力団による発砲事件などが相次いで発生するなど、暴力団が依然として県民の生活を脅かしている現状にあることから、福岡県からの暴力団排除を一層推進するため、平成23年10月、福岡県暴力団排除条例が改正されました。

この条例改正は、「青少年」や「事業者」を暴力団の脅威から守ることが大きな目的です。

改正要点
平成24年2月1日施行
●暴力団事務所の開設・運



- 営業禁止区域の拡大
- 暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為の禁止
- 暴力団事務所において青少年有害行為が行われた場合の暴力団事務所の使用制限又は廃止
- 暴力団に自己の名義を利用させる行為等の禁止
- 暴力団等から不当な要求を受けた建設工事関係者の県に対する通報義務
- 事業者が暴力団排除通報を行った従業員に対して不利益な取扱いをすることの禁止
- 平成24年4月1日施行
- 事業者間の書面による契約に暴力団排除条項を盛り込むことの努力義務
- 平成24年8月1日施行
- スナック等特定接客業店に暴力団員が立ち入ることの禁止



3月は自殺対策強化月間です！

問い合わせ

福岡県糸島保健福祉事務所 ☎(322) 3326
糸島市障害福祉課 ☎(332) 2073

2011年の全国の自殺者数は、14年連続で3万人を超えています(警察庁発表)。糸島市内でも毎年30人前後の人が自殺で亡くなっています。この数は交通事故死の約6倍です。

このような最近の自殺を巡る厳しい情勢を踏まえ、自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、さまざまな機関が連携して幅広い啓発活動が推進されています。

この機会に、あなた自身の心の健康に目を向け、また、周りに「眠れない」「気分が沈む」などと悩んでいる人がいれば、相談機関へ早めの相談を勧めましょう。

あなたの気づきが命を救うかもしれません。

市障害福祉課では、心の病気を知っていただくために、「パンフレット」早く気づいて！心の病気を3月15日(木)に全戸配布します。相談機関も掲載していますので、参考にしてください。

ださい。
ふくおか自殺予防
ホットライン
一人で悩まずにお電話ください(24時間年中無休)
☎(592) 0783
こころの健康相談(糸島保健福祉事務所精神保健係)
心の問題でお悩みの方に精神科医師が相談をお受けします。

日時
毎月第1・4水曜日13時30分～14時30分(前日までに要予約、無料)
☎(332) 3326
こころの相談
(旧名称：心といのちの相談)
(会場)糸島市健康福祉センターあいら
誰にでもあるちよつとした悩みを話してみませんか。専門のカウンセラーが対応します。

日時
毎月第2水曜日13時30分～16時30分(糸島市障害福祉課に要予約、無料)
☎(332) 2073

3月と4月の休日に 窓口開庁を実施します

問い合わせ

糸島市市民課 ☎(323) 1111
糸島市公式HPより 休日 開庁

検索



毎年3月末から4月上旬にかけて、転勤や入学などに伴う住民異動などが増加し、窓口が混雑します。

平日に市役所に行けない人や平日の窓口の混雑緩和を図るため、次の3日間、市役所本庁舎の窓口を休日開庁(試行)しますので、この機会にご利用ください。

開庁日 3月18日(日)・3月25日(日)・4月1日(日)

開庁時間 8時30分～12時

取扱業務 別表のとおり

注意事項 他市町村や関係機関に問い合わせが必要なものや、申請・届け出の内容により受け付けできない場合がありますのでご了承ください。

取り扱い業務などご不明な点は、別表の担当課までお問い合わせください。

別表 休日開庁時の取り扱い業務と問い合わせ先

取 り 扱 い 業 務	担当課(窓口番号など)	電 話 番 号
諸証明の交付、住民異動、印鑑登録、戸籍関係、外国人登録の届け出など	市民課(4～7番窓口)	☎(332) 2065
住宅用家屋証明書の交付、土地台帳閲覧など	税務課(市民税:1番窓口)	☎(332) 2066
	税務課(固定資産税:2番窓口)	☎(332) 2094
ごみ・し尿関係手続き、犬の登録・変更	生活環境課(10番窓口)	☎(332) 2068
住民異動に伴う国保・後期高齢者医療の異動受付、国民年金の加入、国民年金保険料免除申請	国保年金課(8・9番窓口)	☎(332) 2071
介護保険異動受付、高額介護サービス費申請、介護保険証の再発行、介護保険料の納付	介護保険課(新館2階)	☎(332) 2070
子ども手当、児童扶養手当資格異動など、保育所・児童クラブ入所申請、乳幼児・ひとり親家庭等医療証の資格異動など	子ども課(新館2階)	☎(332) 2074
重度障害医療の資格異動など	障害福祉課(新館1階)	☎(332) 2073
区域外就学申請、就学援助相談、就学援助申請 ※就学援助申請は、4月1日のみの取り扱いです。	学校教育課(志摩庁舎) ※休日開庁時は、市民課4番窓口で受け付けます。	☎(332) 2091